

第 113 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 2 年 10 月 5 日（月） 10：40～11：32

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 8：児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化（厚生労働省）>

（高橋部会長）事務的な検討課題については、児童発達支援センター利用者の食事提供加算の算定のための収入認定と多子軽減の認定の 2 点ということで理解してよろしいか。

（厚生労働省）その 2 点であり、そこは認定の簡素化は困難である。

（高橋部会長）事務的な検討課題は 2 点だということを確認させていただきたかった。その 2 点については、きちんと検討していただけるということで、私どもも検討していただきたいと思っている。

また、2 次回答で事業所の請求エラーの発生による混乱を挙げているが、今日の説明にはなかった。一方、今回システム改修とフローの変更という話が出てきたが、これは仮に決定したときに移行期間においてはシステム改修とフローの変更というのが検討課題であるということによろしいか。

（厚生労働省）2 次回答の趣旨は、システムを運用する上で、制度を正しくシステム上に落とせばエラーの発生は防げるが、システムへの反映についての検討をきちんと行わなければならないということである。

（高橋部会長）承知した。

（大橋部会長代理）今日は実務上の問題点を指摘いただいたが、提案の中にこういった具体的な事務上の問題は既に出ていたにもかかわらず、第 1 次回答ではそれについてのお答えが具体的になく、今、2 次ヒアリングの段階で内容の込み入ったことを説明されるのでは非常に議論が行いにくい。

実務上の問題も、食事提供加算のようなものであれば対象者がかなり限定される話であり、限定的な問題として扱っていただき、一般的な緩和の方向には影響しない方法を検討いただきたい。多子軽減についても、下のお子さんの場合でも、下のお子さんの申請を出させることで兄弟を把握する方法により対応できないかなど、提案団体からも実務上克服できるのではないかと具体的な意見も提案の後に提出されている。そういった意見も検討し、実務的に解決できる方向で進めていただきたい。

（厚生労働省）口頭での説明となり、大変申し訳なかった。

実務上の問題については御指摘の部分も踏まえて、我々としても、今の制度について引き続き丁寧に説明した上で御議論いただきたいと思っている。

提案団体から出された、こうしたらこの制度を動かせるのではないかという意見への見解という話だと思うが、我々としては、今の制度からするとなかなか難しいのではないかと感じており、そこはぜひ御理解いただきたい。

（高橋部会長）提案団体が言っていることは対応できない。その提案は適当ではないという評価だということか。例えば食事提供加算の必要な人のみに何らかの手続を実施することや、多子軽減では 3 人全員の第 3 子の認定のなかで上 2 人を把握する手続など、いろいろあると思うが、それはできないということか。

（厚生労働省）食事提供加算については、対象となる方は基本的には認定の必要があると考えている。また、無償化対象児童での先ほど申し上げた特殊な一部のケースについては、提案団体の意見は現行制度上では非常に

難しいと考えている。

(高橋部会長) 提案団体の意見は、食事提供加算の対象となる人に絞って何らか別途手続を設けたらどうかという趣旨である。

(厚生労働省) レアケースについては、個別に認定することを自治体にも御理解いただきたいと考えている。無償化対象児童の大多数については負担軽減できると私どもも考えている。

(高橋部会長) 対応できる方向性で事務上の問題も、これから事務局ともよく精査して、自治体とも相談していただきたいが、全体のスケジュール感はいかがか。年内に結論をいただきたいとお願いしているが、年内に結論はいただけるか。

(厚生労働省) 方向性は構わないが、予算要求をしなければならないため、令和4年度予算の要求をした上で、当然、国保連請求システム、自治体のシステム、事業者にもシステムの改修をしていただかなければならない。そういったスケジュール感の中でできるだけ早く、一方、エラーが生じないようなシステムがいつ設定できるかということについて、我々としては詰めの検討をさせていただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定にどう書くか、どういう文言かは事務局と詰めていただくが、閣議決定には制度改正の方向で書いていただけるという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 構わない。

(高橋部会長) 既に無償化の開始から1年経過しているため、ぜひシステムの改修も進めていただき、円滑に制度改善を進めていただきたい。

<通番17：障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大（厚生労働省）>

(厚生労働省) 障害者総合支援法では、障害者の方の居住地の状況をよく理解している居住地自治体が支給決定をするという原則がある一方で、施設所在自治体の負担も考慮して居住地特例が設けられている。今回の御提案は介護保険法の住所地特例に起因するものと考えられるが、障害者総合支援法の原則、例外規定の趣旨を踏まえつつ、身近な自治体、施設所在自治体がサービスを支給することも重要であり、身近な自治体で手続きができるというサービス利用者の利便性等を考慮し、障害者の方の居住地における申請を原則としているという現行制度の中で、自治体の財政負担や事務手続の簡素化のために新たな居住地特例を講ずることについて、障害のある当事者の方もメンバーに入っている関係審議会で丁寧に議論し、合意を得ていく必要があると考えている。今回の御提案に関しては、これまで御提示いただいた施設がいわゆる有料老人ホーム等の特定施設のみである中で、特別養護老人ホームといった介護保険施設に検討の対象とすべき施設がないか等も含め、実態を把握する必要があると考えている。このため、全国的にどのような施設にどの程度、障害福祉サービス利用者がおられるのか、介護施設の所在する市町村において、実際にどの程度の負担が生じているか等、しっかりと実態を把握し、調査を行わせていただきたいと考えている。

具体的には、自治体ではなく介護施設に対してアンケート調査を実施する予定としている。また、一定程度の規模の調査であるため、このような調査を厚生労働省にて直接行うことは難しいことから、委託調査により実施するべく、現在、調達作業を進めている。調査は今年度中に取りまとめる予定であり、この調査結果等を基に、先ほど申し上げたように、障害のある当事者の方も参加されている関係審議会での議論を踏まえ、今後の取扱いについてしっかりと検討させていただきたい。

(高橋部会長) どのぐらいの規模の委託調査をお考えか。

(厚生労働省) 6,000施設を考えている。

(高橋部会長) 6,000施設に対して調査をする必要があるのか。利用者の利便性を考えると、不整合状態になっていることから分かるように制度そのものにひずみが生じており、そのような悉皆的な調査をしなくても不整合状態を改善するという方向性は出るのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 介護保険サービスにおける住所地特例が介護保険法で講じられたときも大規模な調査をしており、介護保険部会で御議論をいただいている。加えて、障害分野は、障害の種類も身体、知的、精神等様々あり、さらに、例えば身体障害者の方の中でも、目が見えない方、耳がお聞こえにならない方、肢体の不自由な方もいらっしゃる等、障害の種別も多様になっている。したがって、関係者が構成員として参加している審議会できちんとした調査を出して御議論いただいた上で同意いただくという手続が必要だと考える。6,000施設に対して調査して、実際にどのような状況になっているか把握したいと考えている。自治体にヒアリングをすると、

介護保険施設等に入所する前に居住していた市町村を必ずしも把握されていないケースもあり、様々なケースを網羅的に把握するためにも、6,000施設に対して調査をしたいと考えている。

(大橋部会長代理) 6,000施設に対して調査をいただけるという話だったが、市町村に対しての調査は考えていないのか。確かに市町村が把握していない情報があるという問題はあっても、結局、この提案は市町村の事務負担というところから生じているので、市町村の事務負担については施設に聞いて把握できるのか不明であり、一定程度の市町村に聞いていただくことは必須だと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 自治体のヒアリングも行わせていただきたいと思っている。また、審議会には、都道府県の代表、市町村の代表も構成員となっており、そのような方々の御意見もぜひ反映したいと考えている。

(高橋部会長) 確かに、審議会にある程度の制度改善の基礎的な事実を出すことは重要であり、調査していただいて、かつ丁寧に審議会で検討していただくのも必要であると思うが、やはり終期を決めて検討いただきたい。例えば、令和3年中に結論を得ると約束していただけないか。

(厚生労働省) 前回の障害者総合支援法の改正が平成30年4月1日であり、施行後3年を目途として見直すこととされている。そろそろ3年が来るということで、令和3年中には関係審議会の中で様々な議論も必要になってくると考えており、令和3年中には恐らく何らかの結論が出せるように取り組むことは可能ではないかと考えている。

(高橋部会長) ちょうどタイミングが合ってよかったと思う。では、令和3年中に結論を得るということでお願いしたい。

(厚生労働省) 審議会において議論いただいた上で、その合意いただいた法律事項をどのような形で国会に提出するかというのは、様々あるかと思うので、分権一括法に載せるか否かは現時点で不明である。

(高橋部会長) どのような形で国会に提出するかは、貴省にてご検討いただき、結論を出していただければと思う。

(大橋部会長代理) 心配し過ぎなのかもしれないが、第2次回答において、今回提案いただいているようなケースが少ないと考えられるという記述があり、先ほど部会長もおっしゃったように、事例の数として件数は少ないとしても、本提案を通じて制度の不整合は顕在化しているので、数の多寡にかかわらずに制度改正を考えていただくようお願いしたい。

(厚生労働省) 介護保険法と障害者総合支援法は別法であるので、別法なりに議論はきちんとやらないといけない。ただし、御指摘いただいているように、介護保険と65歳以上の障害者の方の関係では新高額障害福祉サービス費等、重複する部分もあるということであり、介護保険制度における住所地特例の対象施設を当然にらみつつ、我々としてどのように障害福祉制度における居住地特例を講じていくかということを当然に検討する必要があると考えているので、ぜひ御指摘を踏まえて真摯に検討させていただきたい。

(高橋部会長) 閣議決定の文言等は事務局とよく御調整いただいて、令和3年中に前向きに結論を得る方向で、検討をお願いしたい。

<通番27：史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化（文部科学省）>

(高橋部会長) 来月11月に文化財の担当者会議が開かれて意見を聴取されるということだが、今は文化財活用ということが世の中の流れになっており、やはり担当者でなければ分からないような悩みというものがあると思う。それをあらかじめ掘り起こす、要するに会議の前にきちんと、自らが保有する文化財について、このような利活用の可能性があるのではないかとといったことを持ってきてほしいという感じで、自治体のほうから吸い上げていただくと、分かりやすい事例集ができるのではないかと思うが、そういうことは考えていただけるか。

(文部科学省) おっしゃるように、突然その場に行って初めて分かるというものだとなかなかアイデアも出てこないと思うので、ほかの議題も含めて「こういうことをやります」ということを事前にお話をして、意見や質問があればお寄せいただき、それにもお答えできるような形で効率的に会議をしていくのが非常に大事だと思うので、ぜひそのようにしていきたい。

(大橋部会長代理) 今回御検討いただいて、太宰府市の件については解決を見たが、今回の提案の後にいろいろな地方公共団体から寄せられた見解などを見ると、史跡の活用についていろいろな例示を示してほしいとか、具体例が欲しいという要望がたくさん出てきている。ということは、今回の事例を離れたほかのケースについても、文化庁がいつもやり取りできていると思っている以上に、地方公共団体には敷居が高くてかなり萎縮効

果が働いていて、なかなかお伺いを立てられずに悶々としている状況が伝わってくる。ぜひ、いま部会長が言ったような形で現場の悩みを吸い上げていただくということと、個別相談に限定せず、いろいろなルートを使って意見を掘り起こしていただきたい。先ほど11月に都道府県の会議とおっしゃったが、やはり市町村が一番身近なところでこういう活動を行っていると思うので、市町村のほうに意見を聞くようにして、具体的に回答するような場を設けていくと、補助金を柔軟に利活用することが史跡保護の目的からも潤滑に行くような気がする。そちらに一步踏み込んでいただけるとありがたい。

(文部科学省) 例示として11月の会議を申し上げたが、年度の前半に、市町村の方々も自由に参加できる、史跡や埋蔵文化財に関する実務・実習のような、ちょっとした事例検討なども含めた講座もあるので、今年度は少し会議をやりにくい状況もあるが、市町村の方々にはしっかり届くよう、具体的な相談やお話ができるように努めたい。

(高橋部会長) とりあえず集めていただいた事例集は早めに出していただき、さらに2弾、3弾とその事例集、Q&Aを、財務省などとも相談しつつ豊かなものにする方向でお願いしたいが、どのようなスケジュール感で具体的な周知を行うのか。

(文部科学省) 事例集とまで呼べるようなものになるかどうかというのはあるが、今はまだ収集中であるため、11月に自治体の方々とお会いする場が最初のきっかけだと思う。その会議の事前・当日・事後にいただいた意見、事例などをさらに踏まえたものを、年内あるいは年度内に、できるだけ早く自治体の方に一回お返しし、それに対して「こんなものもある」といった意見も出てくるかと思うので、追補版として、順次充実していくような形で進めてまいりたい。

<通番 15：国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 1次ヒアリングでも議論したが、滞納者との接触の機会を確保するために高額療養費の申請時に収納対策をするというのは、事務的にあまりよろしくないという気がしている。収納対策の機会を別途設けることで、簡素化反対の意見も克服できるのではないかと思うが、その辺りはどう評価しているのか。

(厚生労働省) 最近、自治体の様々な努力もあり、収納率も向上してきている。御指摘のとおり、本来的には保険証を短期証にすることや、あるいはもう少し踏み込むと資格証明書にすること等、制度的な枠組みは別途用意されているため、制度上、必ずこの接触の機会が必要だというものではない。

しかし、市町村はかなり収納対策には気を遣っているため、高額療養費の支給申請の機会も捉えて滞納対策をするということはあるのではないかと考えている。

ただ、今回、規制緩和ということで、自治体の判断でそういう機会を残すのか、あるいはそういう機会がなくても他の資格証などで対応するのかというのは、自治体の判断に委ねるといって御提案であるため、前向きな方向で検討すべきではないかと考えている。

引き続き、自治体と意見調整し、前向きな方向で結論を得るべく、年内には方向性を示したい。

(高橋部会長) 前向きに対応するという御回答を期待していたが、よほどのことがない限り、その方向性が変わらないという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 厚労省としては、前向きに対応する方向で検討してまいりたい。

(大橋部会長代理) いろいろな課題を調整という話が出たが、現時点で簡素化することについての実務上の支障や問題点はないということか。

(厚生労働省) 決定的な問題点や実務上の支障があるわけではない。簡素化に反対している、あるいはどちらとも言えないという市町村は、こちらが想定したとおり、滞納対策あるいは支払っていないのに高額療養費を支給してしまうという過誤が生じるのではないかと懸念である。そういう意味では、懸念としては70歳以上でも想定内のものであるため、そこは市町村の判断ということでクリアできるのではないかと考えている。

(伊藤構成員) 具体的に見直す方向で検討していただけるということだが、省令を改正するということがよろしいのか。実際に行うとして、どういうタイミングやスケジュールで行うことを想定しているのか。

(厚生労働省) まず、形式上は省令改正等である。スケジュールについては、できる限り早くと考えている。

(高橋部会長) 閣議決定に間に合うように確定的な御回答を事務局までいただきたい。こちらとしては、よほどのことがない限りは簡素化の方向と考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)